

1950年代半ばにおける「学生担当職」の担い手に関する一考察  
—「学生部」の教職員構成と研修事例に着目して—

Academic and Non-Academic University Staff of Student Affairs  
during the Early Period of Post-War Japan:  
Focusing on the Staffing and In-Service Training in the Mid-1950s

蝶 慎一  
CHO Shinichi

1. はじめに .....	3
1.1 課題設定 .....	3
1.2 分析の視点と資料 .....	4
2. 1950年代半ばの「学生担当職」と求められた資質・能力 .....	5
2.1 「学生担当職」の組織と担当職務のあり方 .....	5
2.2 「学生担当職」の実態と求められた資質・能力 .....	7
2.2.1 「学生担当職」の組織体制—「学生部」の状況を中心に— .....	7
2.2.2 「学生担当職」に求められた資質・能力 .....	8
3. 研修事例にみる「学生担当職」の担い手の特徴—「第3回研修」（1956年）— .....	9
3.1 分析事例としての「第3回研修」の位置づけ .....	9
3.2 実施概要 .....	10
3.3 「講師」及び「受講者」の特徴 .....	10
3.4 「助言者」の特徴とその後の役割 .....	11
4. おわりに .....	13
ABSTRACT .....	17

# 1950年代半ばにおける「学生担当職」の担い手に関する一考察 —「学生部」の教職員構成と研修事例に着目して—

蝶 慎一\*

## 要 旨

本稿の目的は、「学生担当職」の担い手の実態と役割、必要な資質・能力を歴史的に考える上で、そのルーツを考察することである。具体的には、1950年代半ばの「学生部職員名簿」に基づき、実態、資質・能力の諸相を明らかにする。更に、「第3回研修」を事例に、そこで参画していた「学生担当職」が、その後各大学で「厚生補導」の要職に就いていった可能性に言及した。本稿の知見を整理すれば、以下の3点である。第1に、「学生担当職」は、教員、事務職員の双方が「学生部」という組織を乗りあいにして業務を担っていた。第2に、教育的かつ実践的な資質・能力が求められていた。第3に、全国規模の研修では教員、事務職員の双方が「講師」や「助言者」を担当していた。しかし、教員、事務職員の双方がどのように協働しながら各大学で「厚生補導」を普及・推進させていくのか、という現代に至る学生支援の課題は、既に1950年代半ばに析出されていた。

## キーワード

1950年代半ば, 学生担当職, 担い手, 厚生補導, 研修

## 1. はじめに

### 1.1 課題設定

本稿の目的は、戦後日本の学生支援を担ってきた教職員<sup>1</sup> (以下、「学生担当職」とする) の特徴と役割について、戦後初期、特に、1950年代半ばの「学生担当職」をめぐる教職員構成と関連する研修事例の実態に着目することで実証的に明らかにすることである。

現代の学生支援をめぐる天野は、「心身の健康問題から学習困難や就職の問題まで、さまざまな領域での支援が必要とされる」(天野, 2013: 61) と述べている。また、学生文化研究の観点から武内・浜島は、「入学から就職, 進学, 留学まで学生の全面的な成長の観点から、きめ細かい学生支援」(武内・浜島, 2018: 15) を指摘し、学生論の立場

から葛城は、「学習習慣や学習レディネスを身につけさせる」(葛城, 2015: 39) 取り組みの必要性に言及している。更に、GP事業を中心に(小島, 2014)、「準正課教育」(村田・小林, 2015: 43)、学生の成長機会を提供するような正課外教育としてリーダーシップ教育(館野, 2018: 84-85)に加え、近年では性的マイノリティに対する新たな実践(長尾, 2018: 31-36)も進められている。このような現状から、現代の「学生担当職」には、「これまで以上に多様な業務遂行能力とスキル」(井下, 2015: 11) が求められている。

これまでも戦後日本の大学では、教職員の実態と役割について広く議論が行われてきた(山本, 1998: 173; 大場, 2013: 153-157; 東京大学, 1969: 77-79; 後藤, 1990)。これは「学生担当職」においても例外ではない(林, 1975: 44-46; 羽田,

\* 大学改革支援・学位授与機構 助教

<sup>1</sup> 『第3版 学校教育辞典』によれば、「教職員とは、教・職員すなわち教員ならびに学校事務職員等の総称」(加澤, 2014: 256) と定義される。本稿で「教職員」と記述する場合は、基本的に「教員」「事務職員」の両方を含んでいる。ただし、大場は、「教職員」という場合に「『教育職員』(教員)と同義である」とする「用法」も存在することに言及している(大場, 2006: 288)。

2013: 18-19)。その中心で採り上げられてきたのは、戦後初期に「大学職員の専門職化」(大場, 2016: 65)を初めて議論, 検討したとされる学徒厚生審議会答申(1958年)(以下, 「審議会答申」と略記), そして, その基本的な趣旨を継承した中央教育審議会答申(1963年)(以下, 「三八答申」と略記)であった(蝶, 2015: 130)。具体的な議論は, 以下詳しく述べるように, 「学生担当職」はどのような担当職務を行っており, いかなる資質・能力が必要とされてきたのか, というものであった。

「審議会答申」では, 例えば, 「各学生の主体的条件に働きかける教育指導を行うことによって, その人格形成を総合的に援助すること」(学徒厚生審議会編, 1958)とし, また, 「三八答申」では, 「職員に対しては, 職務の遂行上, 教育的な判断を要することが多い」(教育事情研究会編, 1981: 142)ことが明示されてきた。これら答申の内容は, 現代の「学生担当職」に必要なとされる能力開発の議論にも少なからず影響を与えており, その担当職務の遂行には, 教職員双方による教職協働が重要であるとの前提的な認識の醸成に結実している(橋場, 2016; 井下, 2015: 11)。

一方で, 「学生担当職」の動向やそのあり方については, これまでも少なからず言及がなされてきた。実証的な考察ではないものの, 羽田は, 国立大学の「学生部は事務職員によって構成されていたが, その長は, 教員でもありうるし, 職員でもありうる」(羽田, 2013: 18)とし, 同様に井下は, 自身の経験的な省察を通じて「新入生の生活適応, 学習行動の習慣化, 就職活動支援」といった学生支援に関する「活動は教職協働の好例」と述べている(井下, 2015: 9, 11)。近年では, 米国における「学生担当職」それ自体についても検討がなされている(保坂, 2001; 小貫, 2007; 小貫, 2009; 中井・齋藤, 2007)。保坂は, 米国における「学生担当職」の担当職務が「標準化」の方向に向かっていることを指摘し(保坂, 2001: 503-506), また, 小貫はそれが専門職化の背景とともに展開してきた経緯を考察している(小貫, 2007: 35-36)。

しかしながら, 「学生担当職」をめぐる役職者の着任動向とその担当職務を概説した数少ない先行研究の山本(1998: 166-167), 羽田(2010: 26-27), 大場(2016: 63-65)では, 国立大学の事務職員をめぐる規定や当時の回顧録的な記述にとどまっており, 「学生担当職」における担い手の詳細な実態や役割を実証的に検討するという点で課題がある。ますます大学では, 「事務職員でも教員でもない仕事の領域」(二宮ほか, 2017: 2)を担う新たな専門職員の必要性が問われ始めていなかで, 戦後我が国の大学のルーツとなる1950年代の「学生担当職」の実態とその資質・能力の特徴を探索的に考察することは, 今後の「学生担当職」に携わる教員, 事務職員等の取組や専門的な能力開発のあり方に実践的な示唆を与えると考える。

結論を先に述べれば, 1950年代半ばにおける「学生担当職」は, 教員, 事務職員の双方が「厚生補導」に関わる「学生部」の要職(関連の部課長等)に着任し, 推進する立場にあった。加えて, これら教員, 事務職員と一緒に参画する全国規模の研修も実施されており, 必要とされた資質・能力を習得する機会の提供も試みられていた。そこで本稿では, 1950年代半ばにおける「学生担当職」の特徴と役割について, 当時の実態が把握できる一次資料を活用することでどのように教職員が担っており, いかなる資質・能力<sup>2</sup>や役割が求められていたのかを実証的に明らかにする。

## 1.2 分析の視点と資料

本稿では, 1950年代半ばにおける「学生担当職」の担い手の実態と役割, 求められた資質・能力を考える際に, そのルーツを詳論するにあたり, ①各大学における「学生部」の教職員構成, ②研修目的, 内容から見る求められた資質・能力, ③研修に参画した教員, 事務職員の特徴, の分析の視点を設定する。まず, ①「学生部」の教職員構成からは, 1950年代半ばに「学生担当職」を務めた教員, 事務職員がどのような構成だったのかを明らかにすることで, 当該職の実態, 特徴を明らかにできる。②研修で求められた資質・能力がい

<sup>2</sup> 市川によれば「用語の意味が不明確なこと」(市川, 2015: 72)を含め, 「資質・能力」の具体的な定義については, これまで多くの分野で議論が行われてきたことが概説されている(市川, 2015: 71-75)。したがって本稿では, 当該用語それ自体の詳細な検討は行っていないことを述べておく。

かなるものだったかを検討することで、どのような担当業務が想定されていたのかを考察できる。そして、③研修に参画した教員、事務職員である「学生担当職」の特徴を明らかにすることで、『講師』、「受講者」という二者に加えて、「助言者」という現職の教員、事務職員の双方から成る者が直接研修に関与することで、その職務の性格がより明確化できる。なお、②求められた資質・能力、③研修における現職者の関与の関連については、今津が整理している「資質・能力の向上という目的を具体化する方法として捉え」（今津、2012: 98）の「現職研修」の重要性の観点を参考に検討していく<sup>3</sup>。

次に、以下の2点を一次資料として用いる。1点目は、1950年代半ばの「学生担当職」の実態が把握できる、「〔附録〕全国・公・私立（短期大学を除く）学生部職員（部・課長）名簿」（以下、「学生部職員名簿」と略記）である。この「学生部職員名簿」は、『学生生活時報』（第10号、国立国会図書館蔵）<sup>4</sup>に所収され、1956年10月1日時点の「学生部」に所属する教職員の氏名、役職が一覧になって整理されている。2点目は、当時の「学生担当職」の研修として分析事例に採り上げる「第3回補導職員研修会」（以下、「第3回研修」と略記）の実態が記載されている『第3回補導職員研修会報告書』（国立教育政策研究所教育図書館蔵）<sup>5</sup>である。あわせて、「第3回研修」の全般的動向が確認できる『学生生活時報』（第1号、国立国会図書館蔵）<sup>6</sup>も参照する。なお、資料的制約及び関連する処務規定等を背景とした分析<sup>7</sup>を試みることから、本稿では、主に国立大学の「学生担当職」に焦点を当てた検討となることを断っておく。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、1950年代半ばに「学生担当職」がどのような教職員構

成であったのかを明らかにする（2.）。続いて、「第3回研修」における「学生担当職」の研修関係者がいかなる特徴をもっていたのかを分析する（3.）。最後に、以上の分析結果を踏まえ、あらためて『学生担当職』の担い手とは、誰であるか、その資質・能力とは何であるのか、それを育成する方法はいかなるものか、という実践的論点を描出し、残された課題を述べる（4.）。

## 2. 1950年代半ばの「学生担当職」と求められた資質・能力

本節では、まず「学生担当職」の実態を検討する上で、歴史的に関係組織となってきた「学生部」の歴史的な経緯と特色を整理し（2.1）、前述の1.2で述べた「学生部職員名簿」の一次資料に基づいて「学生部」の役職者の実態を明らかにする。ここから、どのような教職員が担い手として「学生担当職」を担っていたのかを分析する。そして、これら担い手に対していかなる資質・能力が求められていたのかを考察する（2.2）。

### 2.1 「学生担当職」の組織と担当職務のあり方

「学生部」の歴史を遡ると、1881年、東京大学では東京大学職制の改正により「寄宿課」が設けられ、寄宿生を「監督」する任務にあたったことに端を発する（東京大学百年史編集委員会編、1987: 1102-1103）。大正時代には、各々の帝国大学で順次「学生監室」の設置が進み（永田、2010: 67）、その後、「学生の管理機能が強かった」（羽田、2010: 26）と言われる「学生主事」が置かれた<sup>8</sup>。

戦後初期に入り、以下に述べる通り、「学生部」が制度的に置かれることになった。1951年6月、大学基準で、「学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない。」（第8項）とする条項が追加され（蝶、2012）、1956年10月には

<sup>3</sup> 詳細は、今津（2012: 98-99）を参照されたい。

<sup>4</sup> 詳細は、文部省大学学術局学生課編（1957: 76-99）に所収の当該「学生部職員名簿」を参照されたい。

<sup>5</sup> 『第3回補導職員研修会報告書』は、昭和31年度と位置づけられているが、正確な発刊年は不明である。なお、本稿の参考文献では、『第1回補導職員研修会報告書』、『第2回補導職員研修会報告書』、『第4回補導職員研修会報告書』も同様に発刊年が確認できなかったため、「(不明)」として記述している。

<sup>6</sup> 詳細は、文部省大学学術局学生課（1953a）、文部省大学学術局学生課（1953b）を参照されたい。

<sup>7</sup> 吉田（1985）では、国立大学を対象にしている。

<sup>8</sup> 大島によれば、「担当の事務部署を設けて専門的に就職斡旋を行う」ことが組織的に行われるようになったのが1920年代と言われる。私学ではあるが、1924年に明治及び早稲田が「人事課」として「就職部」を設置したという（大島、2012: 38, 41）。

大学設置基準で、「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。」(第42条、下線は引用者)が定められた<sup>9</sup>。こうして「厚生補導のための専門部署」(川島, 2018: 81)の組織として制度化されたのが「学生部」である。戦後初期の「学生部」について羽田は、「学生部が大学組織の大きな比重を占めていたとし(羽田, 2010: 26), 同様に天野は、「大学の内部で重要な地位を占めるようになってい」たと指摘する(天野, 2013: 45)。そこで、1950年代半ばの「学生担当職」を検討する前提として、当時の「学生部」の状況について整理しておきたい。

1950年代の「学生部」の状況については、各大学の周年史、文部省や大学関係者の回顧録や論考に散見される。例えば、吉田の論考によれば、典型的な「学生部」の組織体制として「学生課, 厚生課等が置かれているほか, 学生委員会, 学生部委員会, 厚生補導委員会と云う名称の委員会が置かれており、その組織は各学部から選出された教官、学生部長等によって構成」(吉田, 1985: 28)されたという。また、「学生部の性格が必ずしも明確なものではなく, また画一的なものでもないことは明らか」(長谷川, 1975: 7)とする回顧もあり、当時「学生部」の捉え方も一様ではなかったことが窺われる。そして、注目すべき当時の証言として1952年から1962年まで文部省の大学学術局学生課長に就いていた西田亀久夫は、戦後の「学生部」について次のように述べている。

「戦後の荒廃の中で、宿もなく、食も乏しく、経済的に貧窮のどん底にあった学生を抱えて, 学生部がまず没頭せざるをえなかったのは, かれらの脱落を防ぐための厚生福祉事業でした。(中略) 生活の窮乏と精神的混迷の時代に, どうすれば学生の低落を防止できるかという具体的な問題を抱えていました。」(西田, 1989: 6, 下線は引用者)

上記の記述から、敗戦後1950年代の「学生部」に求められた「厚生補導」としての取り組みは、「貧窮のどん底」の「学生」に対して衣食住の学生生活の最低限の保障を行うことであった(西田, 1989: 6)。また、当時は戦後の日本社会や環境の不安定な状況から学生運動が起こり(文部省, 1952: 22-23, 西田, 1996: 156-158), 東京大学総長を務めた矢内原によれば、当時の「学生部」は、「学内秩序の維持」, 「学内警察的機能」を果たしていたという(矢内原, 1952: 112)。

「戦前, 高等学校及び大学に存在していた学生補導制度が, 高等教育における人間育成に効果をあげていた面もありながら, 全般としては戦争指導に利用せられ(中略) われわれは, (中略) 本来の教育的な補導の立場を確立する責任を有している」(文部省, 1952: 23, 下線は引用者)

戦前に「(厚生)補導」に関わる活動が存在しながらも、「戦争指導」という本来の「人間育成」という目的とは異なる方向に進められていた。一方で、文部省は、戦後初めて1953年に発刊した教育白書『わが国教育の現状』で(杉浦, 1990: 348-349), 「学生部」が取り組む担当職務、活動について、学生の「成長」や「発達」(文部省, 1953: 169)といった教育的な役割の重要性を次のように述べている。

「厚生補導とは, (中略) 学生を生活し成長する主体としてとらえ, かれらが学園を中心とする生活の中で, その個性に応じて最高度の成長と発達を遂げ, 将来民主的な社会人としてその技能を発揮するための資質を身に着けうるように、大学が学生に対して与える科学的・組織的な指導と援助の活動をいう」<sup>10</sup>(文部省, 1953: 169, 下線は引用者)

<sup>9</sup> 「国立大学には、国立学校設置法施行規則によって、厚生補導に関する部局がおかれ(以下、略)」(文部省, 1953: 169)との記述があり、「学生部」に関する組織設置についての言及が見られる。この点に関し、天野は、戦後に「広く学生生活の充実を図るために専任の教職員を置き, 適当な組織を設ける」(天野, 2013: 45)ことを指摘している。

<sup>10</sup> 厳密には「学生助育」(Lloyd, 1953)についての定義であり「厚生補導」とは異なるが、「補導・厚生研究会」の報告書『学生助育総論」(文部省大学学術局学生課編, 1953)には、「学生を各種の人間的な欲求を持つて〔ママ〕生活し成長する主体であると見なす観点に立ち, その発達と成熟を助長し援助する一切の活動」(文部省大学学術局学生課編, 1953: 序言頁, 下線は引用者)という類似した記述も見られる。

ここから前述の西田(1989: 6)が指摘した衣食住に関わる学生生活の担保という厚生的な役割に加え、1960年代半ばには、文部省が「新制大学の教育理念に即した大学教育の一環」(文部省編, 1964: 324)としての総合的な「厚生補導」のあり方を示すまでに至った。こうして「厚生補導」は、2000年の「廣中レポート」を経て学生支援という形で継続的に展開され(高石, 2009: 79-81; 谷田川, 2016: 17-21), 「学生の人間形成を図」ることを理念とし「課外教育活動, 奨学援護, 保健指導, 職業指導等を含む」(中央教育審議会大学分科会質保証システム部会, 2009)多様な活動として推し進められている。以上の経緯を踏まえれば、「学生担当職」が学生生活に関わる厚生的な役割と同時に、新制大学の発足後の1950年代に多々見られた教育的な目的・理念(例えば、学生は「生活し成長する主体」であり、「民主的な社会人として(中略)資質を身に着けうる」存在), それらに対する取組方法(例えば、「科学的・組織的な指導と援助の活動」)が明示されていた<sup>11</sup>と考えられる。

## 2.2 「学生担当職」の実態と求められた資質・能力

### 2.2.1 「学生担当職」の組織体制—「学生部」の状況を中心に—

それでは、当時の「学生担当職」は、どのような教職員構成になっていたのだろうか。まず、「学生部」の長であった「学生部長」、関係する課として「学生課長/補導課長」、「厚生課長」について

教職員別に見ていきたい(図1)。続いて、「学生部」それ自体に着目し、どのような教職員構成になっていたのかを整理する(後述図2)。加えて、各大学の「学生部」ではいかなる教職員が役職者に就いていたのか、本節では一部の事例にはなるが、その特徴を検討する(後述表1)。

まず、「学生部長」についてである。1950年代半ばの「学生部長」は、「学長」、「図書館長」、「学生部長」という「大学の『三役』の一つ」であり、その「地位は高いもの」であった(天野, 2013: 45)。図1に示すように、「学生部長」の「役職者の構成」を、「教員(教官)」、「事務職員(事務官)」別に見ていくと、全「学生部長」(72人)に対して、「教員(教官)」が就いていた「学生部長」が91.7%(66人)と大半を占め、「事務職員(事務官)」は8.3%(6人)ときわめて少数にとどまっていた。こうした傾向は、1963年の「三八答申」でも「学生部の長は学部の教授が兼任する場合が多く」、「学生部長の仕事は、複雑となり、また増大してきていた(教育事情研究会編, 1981: 142)とあり、近年に至るまで続いていくことになる。

次に、「学生課長/補導課長」、「厚生課長」についてである。同様に図1を見ると、全「学生課長/補導課長」(67人)に対して、「教員(教官)」が44.8%(30名)であり、「事務職員(事務官)」は55.2%(37人)であった。一方、「厚生課長」では、全「厚生課長」(53人)に対して、「教員(教官)」はわずか7.5%(4名)と少なく、大多数が「事務職員(事務官)」で92.5%(49名)であった。

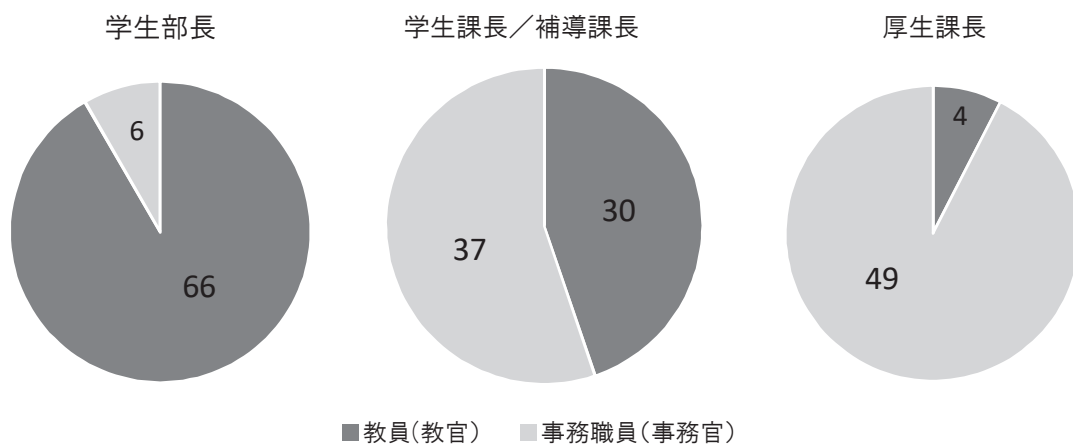


図1 「学生部」における役職者の構成  
〔出典〕「学生部職員名簿」の pp. 76-85 より筆者作成 (単位: 人)

<sup>11</sup> 文部省(1953: 169)を参照し、引用。

続いて、各大学の「学生部」で見ると教職員はどのように構成されていたのだろうか。以下、①「教員（教官）」及び「事務職員（事務官）」双方による「学生部」、②「教員（教官）」のみによる「学生部」、③「事務職員（事務官）」のみによる「学生部」、の3つに分けて検討したい。まず、図2より全大学（72大学）の「学生部」のうち、①「教員（教官）」及び「事務職員（事務官）」双方による「学生部」は55大学（76.4%）で全体の約4分の3を占めていた。一方で、②「教員（教官）」のみによる「学生部」は、11大学（15.3%）、③「事務職員（事務官）」のみによる「学生部」は、6大学（8.3%）と少数にとどまっていた。

加えて、「学生部職員名簿」より抽出した7大学に限られるが、「学生部」をめぐる具体的な組織体制を見ていく上で、その役職者としての「学生部長」、「学生課長／補導課長」及び「厚生課長」の着任実態を整理する。表1より一例を示せば、①「教員（教官）」及び「事務職員（事務官）」の双方による組織については、京都大学、京都工芸織

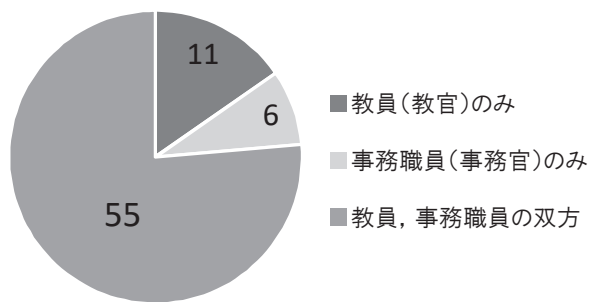


図2 「学生部」における教職員構成  
〔出典〕「学生部職員名簿」の pp. 76-85 より筆者作成（単位：大学数）

維大学、名古屋大学、神戸大学、岡山大学が、②「教員（教官）」のみによる組織については、愛知学芸大学（現愛知教育大学）が、③「事務職員（事務官）」のみによる組織では、鳥取大学が該当していたことが確認できる。

ここから、「学生担当職」の組織体制として「学生部長」、「学生課長／補導課長」、「厚生課長」のいずれの役職者についても「教員（教官）」、「事務職員（事務官）」が携わっていた実態が明らかになった。加えて、「学生部」等の関連組織の体制においても同様の傾向が見て取れた。以上より、『学生担当職』が担っていた活動は、教員、事務職員がともに関与し、行っていくことが必要とされるような「厚生補導」の業務に特有の性格を有していたことが推測される。

## 2.2.2 「学生担当職」に求められた資質・能力

続いて、「教員（教官）」及び「事務職員（事務官）」の双方が就いていた「学生担当職」には、どのような資質・能力が求められていたのかを検討する。

1950年代半ば、埼玉大学学生部の学生課に所属していた浪貝一良は、「新米といえども何でもやらなくてはならな」かったと回顧している（浪貝，1991: 35，下線は引用者）。あくまでも一個人の回顧という限界はあるものの、ここから当時の「学生担当職」に求められた資質・能力の一端が垣間見える。言いかえれば、「学生担当職」には、学生生活のあらゆる側面に担当職務として関与していくことが求められていたのである。このことは、次に示すように前述の文部省の教育白書でも示される。

表1 「学生担当職」における教職員の役職者一覧（一部の大学）

	学生部長	学生課長／補導課長	厚生課長
京都大学	木村作次郎（教員（教官））	光田作治（事務職員（事務官））	角南正志（事務職員（事務官））
京都工芸織維大学	中島萬朶（教員（教官））	岡田義雄（事務職員（事務官））	岡田義雄（事務職員（事務官））
名古屋大学	須賀太郎（教員（教官））	倉本雄三郎（事務職員（事務官））	—
神戸大学	加藤一郎（教員（教官））	芳賀国作（事務職員（事務官））	山村武夫（事務職員（事務官））
愛知学芸大学	福田嘉太郎（教員（教官））	竹島清治（教員（教官））	—
鳥取大学	行元自忍（事務職員（事務官））	須崎幸一（事務職員（事務官））	相場一英（事務職員（事務官））
岡山大学	松本良彦（教員（教官））	賀茂真杜（事務職員（事務官））	木下武男（教員（教官））

〔注1〕「学生部長」については、各大学で名称が異なる場合がある。京都工芸織維大学では「補導厚生部長」、愛知学芸大学では「教務補導部長」、岡山大学では「厚生補導部長」と定めている。なお、愛知学芸大学は、改称され現在の愛知教育大学に至る。

〔注2〕本表中の「—」は、「学生部職員名簿」上、該当する課（組織）自体の記載がないことから付している。

〔注3〕本表では、「学生部職員名簿」に記載のある国立大学のうち、本稿の3.においても考察する7大学を抽出している。

〔出典〕「学生部職員名簿」の pp. 82-83 より筆者作成



「理念的な基礎付けを持つすぐれた教育技術者であるとともに、修学指導・課外活動・助言相談・経済的援助・健康管理・就職あっ旋など、多方面の分野を包括する仕事についての専門的知識を必要とし、さらにそれを大学の内部で組織的に実施する実務的才能を要する（以下、略）」（文部省，1953: 170，下線は引用者）

以上を整理すれば、「学生担当職」は、「すぐれた教育技術者」（文部省，1953: 170）であり、かつ「専門的知識」（文部省，1953: 170）及び「組織的に実施する実務的才能」（文部省，1953: 170）を有する者が想定されていたことが分かる。これは、前述の文部省の西田亀久夫や元東京大学学生部長の長谷川修一による論考からも明らかであり、「学生担当職」には次に述べるような特有の性格があること、そして、「教員（教官）」及び「事務職員（事務官）」のいずれもそれを遂行するための資質・能力が求められる実状があった。

「学生部の仕事が高度の専門的訓練を必要とするものである限り、単なる行政組織の整備だけでは、学生部の本当の充実強化はできないと思

い」（西田，1989: 9，下線は引用者）

「教官といえども、学生部の部課長となれば、大学行政の機構の中に組み込まれている以上は、行政官として機能するものであることは勿論であるが、専門分野の研究教授とは別に、教官としての厚生補導」における教育的識見と学生に対する指導能力が期待されていることは当然で（中略）このような期待は、（中略）等しく事務職員である部課長にもかけられていると見るべきであろう。」（長谷川，1975: 8，下線は引用者）

しかしながら、上記の「専門分野の研究教授」（長谷川，1975: 8）を主とした職務としてきた「教員（教官）」からすれば、「学生担当職」としてその担当職務を行うことに対して十分な理解が進んでいなかった状況があったことは想像に難くない。

い。この点について、前述の教育白書には次のような記述が見られる。

「大学教授についても伝統的な考え方には、その専門的な教科の指導以外に、学生の全人的な発達に寄与するための助言指導の責任を負担することさえ、一種の『雑務』と見なす傾向がある。」（文部省，1953: 171，下線は引用者）

以上から、「教員（教官）」，あるいは、「事務職員（事務官）」としてどこまで関与するのか，その担当職務をどのように位置づけるのか，現在の「学生担当職」の担当職務のあり方をめぐる課題に繋がり得る論点でもある。いずれにせよ、「学生担当職」として求められる資質・能力をもった担い手をいかに輩出していくのかについては、次節で詳述する1950年代以降の「学生担当職」をめぐる一連の研修で喫緊の課題となっていた<sup>12</sup>。

### 3. 研修事例にみる「学生担当職」の担い手の特徴—「第3回研修」（1956年）—

「戦後を通観した現職研修の歴史的検討」を行った佐藤（2013）の先行研究では、一般に「現職研修に関する研究は、圧倒的に理論的、実践的研究が主流であり、歴史的研究についての関心は決して高くない」（佐藤，2013: 1）という。そして管見の限り、「学生担当職」に関する現職研修（関連する研修を含む）、講習等の先行研究についても同様の状況である。

そこで、まず、1950年代に開催された主な「学生担当職」の研修動向を時系列で整理する（3.1）。次に、具体的な研修事例として採り上げる「第3回研修」の実施概要を述べた上で（3.2）、そこに関与した「学生担当職」をめぐる、「講師」，「受講者」及び「助言者」に焦点を当て、その実態と特徴を分析する（3.3，3.4）。

#### 3.1 分析事例としての「第3回研修」の位置づけ

戦後初期の1950年代は、佐藤によれば、戦後教育改革の中で各種の研修、講習、研究会等が開催された時期である（佐藤，2013）。これは、後述す

<sup>12</sup> 文部省編（1964: 325）、文教制度調査会編（1972: 94）を参照。具体的には、「業務内容の向上をめざす職員研修は、昭和26年以降、全国各地で継続的に行われた」（文部省編，1964: 325；文教制度調査会編，1972: 94）との記述がある。なお、ここでいう「職員」は、前述脚注1の「教職員」と同義であると考えられる。

るように「学生担当職」における関連の研修等でも同様であった。そして、本項で採り上げる「第3回研修」を含む補導職員研修会は、1953年から1957年までに合計4回実施された(表2参照)。

こうした当時の開催状況について都留は、「研究会や研修会は、(中略)全国各地で盛んに開催され、関心を持つ多数の大学教員・職員が参加した」(都留, 1994: 4, 下線は引用者)と述べている。ここでは本分析の前提として、「第3回研修」を分析事例に採り上げる理由を以下2点で整理しておきたい。第1の理由は、「第3回研修」が「IFEL厚生補導部門」(1949年～1951年)を皮切りに(蝶, 2015), 厚生補導研究会(1951年～1952年), 厚生補導特別研究会(1955年)の開催経緯を踏まえて行われた主要な研修の一つと捉えることができるからである<sup>13</sup>。具体的には、1954年2月の文部省大学学術局学生課長による次のような記述が残されている。

『補導職員研修会』も、直接にはこの講習会(注: 厚生補導研究会を指している)の刺激から出発したものの一つである。』(『第1回補導職員研修会報告書』の序言頁, 下線は引用者)

そして第2の理由として、「第3回研修」が「学生担当職」の現職者に焦点を当てて開催された「現職研修」であったからである。「第3回研修」

は、現職者が重要な関係者に位置づけられていたことから適例と言える。詳細は次項で検討していくが、「第3回研修」の「開催目的」には、関係する「職員の資質と技能の向上をはかること」が明示されており(後述表3)、「学生担当職」としての担当職務内容やその必要となる資質・能力の実相が析出できると考える。加えて、これまで「第3回研修」の実態はもとより、それを含む補導職員研修会の全体像すら明らかにされてこなかった先行研究の到達点を鑑みれば、「第3回研修」を事例分析することの意義は小さくない。

### 3.2 実施概要

次に、「第3回研修」の「開催目的」、「研修方法」及び「受講者資格」を順に整理したい。表3より、『開催目的』、『研修方法』、『研修方法』の3点が掲げられた。特に、「受講者資格」を見ると、「全国の大学」等の「教職員」とされ、「学生の厚生補導に相当の経験がある者」、「なるべく従来の研修会に出席できなかった者」であることが明示された。これは、前述2. の「学生部」における教員、事務職員は、概ね対象者と言える。

### 3.3 「講師」及び「受講者」の特徴

はじめに「講師」についてである。後述図3に示すように、「第3回研修」の全「講師」(22人)に対して、「教員(教官)」が68.2%(15人)で大

表2 1950年代に関わる「学生担当職」の主な研修・研究会

開催年	研修名	主な主催(実施)者
1949年～1951年	IFEL厚生補導部門	文部省, CIE
1951年～1952年	補導・厚生研究会	文部省, CIE, 3大学(会場大学)
1953年	第1回補導職員研修会	文部省, 東京大学(会場大学)
1954年	第2回補導職員研修会	文部省, 九州大学(会場大学)
1955年	厚生補導特別研究会	文部省, 東京大学(会場大学)
1956年	第3回補導職員研修会 (本稿では、「第3回研修」と略記)	文部省, 京都大学(会場大学)
1957年	第4回補導職員研修会	文部省, 東北大学(会場大学)

(注)「IFEL厚生補導部門」には、大学行政官講習・補導の部、女子補導講習、学生指導講習が含まれている(蝶, 2015)。「補導・厚生研究会」は、京都大学、九州大学、東京大学の3大学で1度ずつ開催されている。

〔出典〕文部省大学学術局学生課編(1953: 6), 厚生補導特別研究会編集委員会編(1971: 112-113), 文部省(1955), 蝶(2015), 加えて、『第1回補導職員研修会報告書』、『第2回補導職員研修会報告書』、『第3回補導職員研修会報告書』、『第4回補導職員研修会報告書』で開催年及び主な主催者を確認し、筆者作成

<sup>13</sup> 「第3回研修」を含む当時の開催状況に関連して及川は、「厚生補導研究会により、学生の全人教育を目指す新しい学生支援の考え方が受け入れられ、各地で活発な研究集會が行われた」(及川, 2012: 148)と指摘する。

表3 「第3回研修」の開催概要

開催目的	・学生部関係職員の資質と技能の向上をはかることを目的とし、次の諸点に研修の目標をおく。 ①厚生補導の基本的な原理と、その領域全般についての理解を深めることにより、厚生補導の衝にあたる者としての見識を高めること。 ②厚生補導の業務内容を進歩させるのに必要な専門的知識・科学的方法論および実務についての技能を習得させること。 ③わが国大学の現実における厚生補導の諸問題に対処し、これを解決していく能力を育成すること。
研修期間	1956年7月30日～1956年8月25日
研修方法	・「総論」の主題について、全参加者が共通の研究を行う。 ・「各論」の主題について、設置された部会別に専門的研究を行う。
受講者資格	・全国の大学、短期大学の教職員であって、次の諸条件に合致する者。 (1)学生部関係の現職者 (2)大学、高等専門学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者 (3)学生の厚生補導に相当の経験がある者 (4)研修期間中これに専念できる者 (5)なるべく従来の研修会に出席できなかった者 (6)健康であって、4週間の研修にたえる者 (1)、(2)、(3)の条件に合致しない場合でも、学長の特別の推薦がある場合には、特に考慮する。

[出典]『第3回補導職員研修会報告書』のpp.5-7より筆者作成

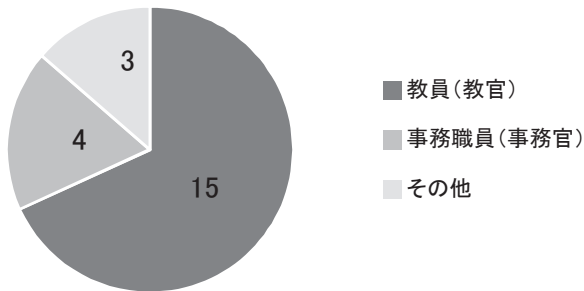


図3 「第3回研修」の「講師」

[出典]『第3回補導職員研修会報告書』のpp.169-170より筆者作成(単位:人)

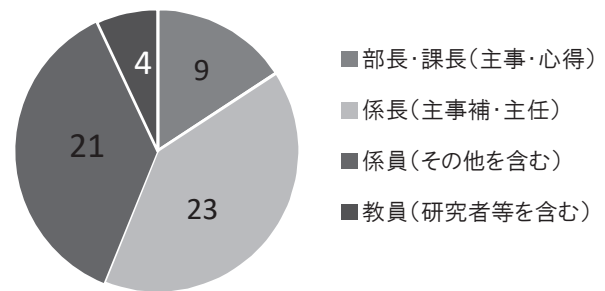


図4 「第3回研修」の「受講者」

[出典]『第3回補導職員研修会報告書』のpp.170-172より筆者作成(単位:人)

部分を占めていた。一方で、「事務職員(事務官)」は、18.2%(4人)だった。これは、表3中の「開催目的」に「必要な専門的知識・科学的方法論」や「実務についての技能を習得させること」が掲げられており、教員(研究者)が有する専門的知識は不可欠であったことも推測される。

続いて「受講者」についてである。図4に示すように、「第3回研修」の全「受講者」(57人)のうち、「係長(主事補・主任)」で40.4%(23人)と多数を占め、次に「係員(その他を含む)」で36.8%(21人)だった。前述の「講師」では「教員(教官)」が多くを占めていたが、「受講者」では7.0%(4人)にとどまっていた。また、「部長・課長(主事・心得)」が占める人数は少なくなっていることから、「第3回研修」後に将来的に各大学で「学生担当職」の担い手の中心となり得る「係長(主事補・主任)」、「係員(その他を含

む)」の「事務職員(事務官)」が「受講者」として育成が図られていたと考えられる。

### 3.4 「助言者」の特徴とその後の役割

そして、「第3回研修」の事例で見られる特徴として「講師」及び「受講者」に加え、特に注目すべき存在が「助言者」と称された者である。「助言者」は、「全期間を通じて部会を助言指導する」者であり、前述の「講師」とは異なる性格を有していた(『第3回補導職員研修会報告書』, p4)。それは、次の「助言者」に関する記述に明らかである通り、「人選」には相当程度の注意が払われていた(『第3回補導職員研修会報告書』, p4)。

「助言者に適任者を得るかどうかは、この研修会(注:「第3回研修」)の成果に重大な影響を及ぼすので、助言者の人選には最大の考慮が払

われ (後略)』(『第3回補導職員研修会報告書』, p 4, 下線は引用者)

以上の記述から、「助言者」という存在が「第3回研修」において重要視されていたことが確認できる。そこで、実際にどのような者が「助言者」に就いていたのだろうか。以下で後述するように、「第3回研修」の「助言者」は、大半が各大学の「教員(教官)」であり、「学生部」に何らかの関係を有していた者であったことが見て取れる。そして「教員(教官)」の「助言者」には、学生に対する教育指導や取組に熱心な者が見られ、その後も各大学で「学生担当職」の中核者としての役割を担っていく者が多数含まれていた。

例えば、表4より井上吉之は、学生の様々な問題に造詣が深く<sup>14</sup>、京都大学補導部長、同大学学生部長を歴任し、後に東京農工大学学長も務めた(作道編, 1979: 632)。また同様に、石井完一郎は、1956年に「京都大学学生懇話室の設立とともに、そのカウンセラーを委嘱され、以来27年間にわたって京都大学学生の教育相談に携わ」っており(京都大学広報委員会, 1990: 8)、日米の自殺に関する専門的な研究も推進していた(石井, 1984)。『現代教育指導論』(1953年)、『自立のす

すめ』(1984年)といった学生に対する教育指導、ガイダンスに関わる代表的著書も記し、長らく京都大学の「学生担当職」に関わる中心的な役割を担っていた。加えて、中島萬朶は、学生自治や学生運動について専門的な知見を持ち、京都工芸繊維大学補導厚生部長、同大学学生部長を歴任していた(中島, 1963; 京都工芸繊維大学開学100周年・大学創立50周年事業マスタープラン委員会記念誌刊行専門部会編, 2001: 507, 527)。

更に、「事務職員(事務官)」が「助言者」となっていたことに着目したい。表4より、角南正志は、京都大学厚生課長をはじめ、同大学学生部の「学生主事補、係長、課長、部長、次長の職を歴任」(角南, 1974: 24)していた。角南は、「当時としては年若くして、学生課長に任命された。未熟であったし、激動のさなかであったので、奔走させられ、失敗もした」(角南, 1974: 29)と回顧しており、自身が「事務職員(事務官)」としていかに担当職務に取り組んでいくか模索していたことが窺われる。このように、各大学で学生課長等を務め、「生活指導」、「奨学援護」、「職業指導」といった担当職務を遂行していた「事務職員(事務官)」が、「助言者」として「助言指導」の重要な一翼を担っていたのである。

表4 「第3回研修」の「助言者」

「助言者」の氏名	役職・分野	所属大学・職名	
井上吉之	主任	教員	京都大学農学部長
木村作治郎	主任	教員	京都大学学生部長
松村彰一	学業指導	教員	京都工芸繊維大学教授
中島萬朶	学業指導	教員	京都工芸繊維大学補導厚生部長
光田作治	生活指導	事務職員	京都大学学生課長
石井完一郎	生活指導	教員	京都大学補導主事
角南正志	奨学援護	事務職員	京都大学厚生課長
浅海英三	奨学援護	—	京都大学補導主事
谷口善之	健康管理	教員	大阪歯科大学教授
立花孝	健康管理	教員	光華女子短期大学講師
大江直吉	職業指導	事務職員	同志社大学学生課長
斎藤玄三郎	職業指導	教員	同志社大学学生部長

(注1) 職名に関して不明な場合は「—」を付している。

(注2) 本表では一部、私立大学、短期大学等の関係者を含んでいる。

〔出典〕『第3回補導職員研修会報告書』の pp. 169-170, 「学生部職員名簿」の pp. 82-83 及び p 96 より筆者作成

<sup>14</sup> 井上は、「学生問題管見」という論考の中で、「教育にしても補導にしても、教官と学生とが膝を交えて談議することによってのみ大きな進歩が期待できるのである」(井上, 1966: 9)とし、「学生担当職」の担当職務の重要性を示唆してきた人物と言える。

#### 4. おわりに

本稿では、1950年代半ばの「学生担当職」の担い手の特徴と役割について、当時の「学生部」の組織体制を含めた担い手の実態とその背景を掘り起こしながら明らかにしてきた。以下、改めて本稿で得られた知見を整理、考察し、残された課題を述べたい。

分析の結果を整理すると、まず、「学生担当職」の担い手には、「教員（教官）」及び「事務職員（事務官）」の双方が就いていたことである（2.）。次に、「学生担当職」の担い手には、教育的かつ実務的、実践的な資質・能力が求められていたことである（2.）。そして、こうした「担い手」の一部には、その後も各大学で「学生担当職」に関わる中心的な要職に就いていたことが窺われる（3.）。このことは何を意味するのだろうか。以下、3点考察する。

第1に、1950年代半ばにおける「学生担当職」を教員、事務職員の双方が担当して行われてきたことは、現代の学生支援の職務のあり方（協働、分担）に実践的示唆を与える。第2に、「学生担当職」に求められた資質・能力は、あくまでも「第3回研修」の事例という限定的な実態からではあるが、教員、事務職員の双方がともに「講師」、  
「受講者」、  
「助言者」として協力して教え学ぶことが形成された動きが見て取れる。ただし、これらの教員、事務職員が各大学で「学生担当職」としての業務を進めていくことは別の課題であったことは想像に難くない。以上から、今日の大学における「学生担当職」の専門職化の議論の進展を展望する上で、「学生担当職」に対しどのような資質・能力が求められたのか、そこでの担当職像はいかなるものだったのか、という論点が浮かび上がる。そして、以上の2点を総合的に検討すれば、一方では、「厚生補導」に特有の目的や理念、活動内容をはじめ、特に2.2.2で述べた「学生担当職」に求められた資質・能力の具体的諸相については混乱した状況とも言えよう。単に担当する教員、事務職員による乗りあいの組織体制を整備するだけではなく、また、即時的な対応に終始する資

質・能力を育成するだけではなく、「学生担当職」の担い手像、教職員像を再定位することが求められている。残された課題は、「学生担当職」のうち、各大学で多くの担当職務の遂行をリードしてきた「学生部長」の全体像を詳しく検討することである<sup>15</sup>。この点については、別稿を期したい。

#### 参考文献

- 天野郁夫（2013）『大学改革を問い直す』慶應義塾大学出版会。
- 文教制度調査会編（1972）『戦後文部省25年史』文教制度調査会。
- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2009）「大学における社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）の実施について（審議経過概要）」平成21年12月15日。http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1288248.htm（2019年8月25日）
- 蝶慎一（2012）「新制大学における『厚生補導』が大学基準に追加される経緯に関する一考察—「学徒厚生審議会」の審議過程と答申（1951年5月）の分析を中心に—」『大学教育学会誌』, 34(2), 130-138.
- 蝶慎一（2015）「戦後日本における『厚生補導』の端緒に関する一考察—『IFEL厚生補導部門』の実態とその役割を中心に—」『高等教育研究』, 18, 129-149.
- 学徒厚生審議会編（1958）「答申1. 大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について」（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。
- 後藤英夫（1990）「国立大学の事務局—現場からの反省と提案—」『IDE現代の高等教育』, 311, 21-27.
- 長谷川修一（1975）「学生部職員の研修のあり方について」『厚生補導』, 112, 2-12.
- 橋場論（2016）「学生支援を担当する職員に求められる能力とその開発：専門職の配置と専門性の向上を巡って」『大学職員論叢』, 4, 41-47.
- 羽田貴史（2010）「高等教育研究と大学職員論の課

<sup>15</sup> 「学生部長」の歴史的な位置づけを分析した先行研究には、米国の「女子学生部長」を扱った研究成果（坂本, 1992）がある。日本では、戦前については「学生監」や「学生主事」の関連規定を素描した研究（吉田, 1985: 26-27; 永田, 2010）は見られるが、戦後初期から現代に至る動向については研究上空白となっている。

- 題』『高等教育研究』, 13, 23-42.
- 羽田貴史 (2013) 「大学職員論の課題」『大学職員論叢』, 1, 15-23.
- 林賢市 (1975) 「厚生補導における教員の役割」『厚生補導』, 112, 40-46.
- 補導・厚生研究会編 (1952) 「大學に於ける學生の個人補導」補導・厚生研究会 (日本社会事業大学附属図書館所蔵).
- 保坂雅子 (2001) 「アメリカの学生担当職員養成教育の性格—標準化への取り組みにみる—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』, 第三部, 50, 501-508.
- 川島啓二 (2018) 「学生支援についての学長等の認識」日本学生支援機構学生生活部学生支援企画課編『大学等における学生支援の取組状況に関する調査 (平成29年度)』日本学生支援機構, 81-90. [https://www.jasso.go.jp/sp/about/statistics/torikumi\\_chosa/2017.html](https://www.jasso.go.jp/sp/about/statistics/torikumi_chosa/2017.html) (2019年8月26日)
- 加澤恒雄 (2014) 「教職員」今野喜清・新井郁男・見島邦宏編『第3版 学校教育辞典』教育出版, 256.
- 市川昭午 (2015) 『教職研修の理論と構造 養成・免許・採用・評価』教育開発研究所.
- 今津孝次郎 (2012) 『教師が育つ条件』岩波書店.
- 井下理 (2015) 「FDとSDの統合による組織的職能開発—教員の立場から見た学習・学生支援の態勢強化—」『大学職員論叢』, 3, 7-18.
- 井上吉之 (1966) 「学生問題管見」『厚生補導』, 2, 2-10.
- 石井完一郎 (1953) 『現代教育指導論: 現代社会に対する教育の緊張』理想社 (国立国会図書館所蔵).
- 石井完一郎 (1984) 『自立のすすめ: 大学受験生の父兄のために』京都大学生協同組合.
- 小島佐恵子 (2014) 「国内事例にみる学生支援の評価—GP事業を例に—」『大学教育学会誌』, 36(1), 85-88.
- 厚生補導特別研究会編集委員会編 (1971) 『学生カウンセリングの基礎的研究: 厚生補導特別研究会報告書』学園書房 (東京大学柏図書館所蔵).
- 葛城浩一 (2015) 「1章 ボーダーフリー大学生が学習面で抱えている問題」居神浩編『ノンエリートのためのキャリア教育論—適応と抵抗そして承認と参加—』法律文化社, 29-49.
- 教育事業研究会編 (1981) 「19. 大学教育の改善についての答申」『中央教育審議会答申総覧』ぎょうせい, 112-153.
- 京都大学広報委員会 (1990) 「石井完一郎 名誉教授」『京大広報』, 401, 8. <http://hdl.handle.net/2433/20975> (2019年8月30日)
- 京都工芸繊維大学開学100周年・大学創立50周年事業マスタープラン委員会記念誌刊行専門部会編 (2001) 『京都工芸繊維大学百年史』京都工芸繊維大学百年事業委員会.
- 文部省 (1952) 『教育の問題としての学生運動』文部省.
- 文部省 (1953) 『わが国教育の現状—教育の機会均等を主として—』文部省.
- 文部省 (1954) 『学制八十年史』帝国地方行政学会.
- 文部省 (1955) 「第3章 大学教育」『昭和30年度文部省第83年報—1955—』文部省, 14-18 (国立国会図書館所蔵).
- 文部省大学学術局学生課 (1953a) 「資料 昭和28年度学生課事業計画の概要」『学生生活時報』, 1, 52-55 (国立国会図書館所蔵).
- 文部省大学学術局学生課 (1953b) 「資料 学生補導職員の研修について」『学生生活時報』, 1, 55-59 (国立国会図書館所蔵).
- 文部省大学学術局学生課長 (不明) 「序言」文部省大学学術局学生課編『第1回補導職員研修会報告書』文部省大学学術局学生課, 序言頁 (国立国会図書館所蔵).
- 文部省大学学術局学生課編 (1953) 『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導—』全国学生補導厚生研究会連合会 (東京大学教育学部図書室所蔵).
- 文部省大学学術局学生課編 (1957) 「〔附録〕全国・公・私立 (短期大学を除く) 学生部職員 (部・課長) 名簿」『学生生活時報』, 10, 76-99 (国立国会図書館所蔵).
- 文部省大学学術局学生課編 (不明) 『第1回補導職員研修会報告書』文部省大学学術局学生課 (国立国会図書館所蔵).
- 文部省大学学術局学生課編 (不明) 『第2回補導職員研修会報告書』文部省大学学術局学生課

- (国立教育政策研究所教育図書館所蔵).  
 文部省大学学術局学生課編(不明)『第3回補導職員研修会報告書』文部省大学学術局学生課(国立教育政策研究所教育図書館所蔵).  
 文部省大学学術局学生課編(不明)『第4回補導職員研修会報告書』文部省大学学術局学生課(「蠟山政道旧蔵審議会関係資料」所収, 請求記号AZ-311-248, 62(教育制度7), 国立国会図書館議会官庁資料室所蔵).  
 文部省編(1964)『学制九十年史』大蔵省印刷局.  
 村田晋也・小林直人(2015)「正課教育, 準正課教育, 正課外教育—『愛大学生コンピテンシー』の育成のために—」『大学時報』, 64(378), 42-47.  
 長尾由希子(2018)「就職活動における性的マイノリティ(LGBTQ)学生の支援—服装規範を中心に—」『キャリア教育研究』, 36(2), 31-39.  
 永田英明(2010)「東北帝国大学における学生監督組織とその文書」『東北大学史料館紀要』, 5, 64-75.  
 中井俊樹・齋藤芳子(2007)「アメリカの専門職団体が描く学生担当職員像—学生担当職のための優れた実践の原則—」『名古屋高等教育研究』, 7, 169-185.  
 中島萬朶(1963)「大正デモクラシーと学生社会運動」『京都工芸繊維大学繊維学部学術報告』, 4(1), 145-150.  
 浪貝一良(1991)「厚生補導に関する自分史—本籍は学生部—」『大学と学生』, 304, 34-35.  
 二宮祐・小島佐恵子・児島功和・小山治・濱嶋幸司(2017)「高等教育機関における新しい『専門職』—政策・市場・職能の観点から—」『大学教育研究ジャーナル』, 14, 1-20.  
 西田亀久夫(1989)「学生部論—戦後激動期の20年と未解決の課題—」『IDE 現代の高等教育』, 305, 5-15.  
 西田亀久夫(1996)「文部省学生課十年の回顧」『教育政策の課題』玉川大学出版部, 155-166.  
 及川恵(2012)「2 学生支援」京都大学高等教育研究開発推進センター編『生成する大学教育学』ナカニシヤ出版, 145-154.  
 小貫有紀子(2007)「米国高等教育における学生支援の概念モデルと学生担当職の役割に関する一考察」『大学行政管理学会誌』, 11, 31-38.  
 小貫有紀子(2009)「米国高等教育における学生支援の変革: 学習志向のインパクト」, 広島大学大学院教育学研究科高等教育開発専攻博士論文.  
 大場淳(2006)「大学職員(SD)に関する研究の展開」『大学論集』, 36, 269-296.  
 大場淳(2013)「5 大学職員の位置」広田照幸・吉田文・小林傳司・上山隆大編『シリーズ6 組織としての大学—役割や機能をどうみるか』岩波書店, 145-168.  
 大場淳(2016)「スタッフ・ディベロップメント(SD)の義務化について考える」『大学時報』, 65(369), 62-67.  
 大島真夫(2012)『大学就職部にできること』勁草書房.  
 坂本辰朗(1992)「アメリカ大学史における女子学生部長(Dean of Women)職の成立の意義」『大学史研究』, 8, 64-75.  
 作道好男編(1979)『東京農工大学百年史』財界評論新社.  
 佐藤幹男(2013)『戦後教育改革期における現職教育の成立過程』学術出版.  
 角南正志(1974)「京都大学学生部の回想」『厚生補導』, 99・100, 24-30.  
 杉浦哲郎(1990)「教育白書」細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典第2巻』第一法規, 348-349.  
 高石恭子(2009)「現代学生のこころの育ちと高等教育に求められるこれからの学生支援」『京都大学高等教育研究』15, 79-88.  
 武内清・浜島幸司(2018)「【特集】学生の変化と学生支援」『東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要』, 4, 3-17.  
 館野泰一(2018)「第3章 大学におけるリーダーシップ教育の事例」館野泰一・高橋俊之編『リーダーシップ教育のフロンティア【研究編】高校生・大学生・社会人を成長させる「全員発揮のリーダーシップ」』北大路書房, 82-112.  
 東京大学(1969)「第5章 大学における職員の役割」『大学改革準備調査会第一次報告書』東京大学, 75-82(国立国会図書館所蔵).  
 東京大学百年史編集委員会編(1987)『東京大学百年史 部局史 四』東京大学.

- 都留春夫 (1994) 「第1章 学生相談の理念」小谷英文・平木典子・村山正治編『学生相談』星和書店, 3-18.
- Wesley P. Lloyd (1953) 「緒言」文部省大学学術局学生課編『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導—』全国学生補導厚生研究会連合会, 1-4 (東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室所蔵).
- 山本眞一 (1998) 「大学の管理運営と事務職員—管理運営論への新たな視点—」『高等教育研究』, 1, 163-177.
- 矢内原忠雄 (1952) 『大學について』東京大學出版會.
- 谷田川ルミ (2016) 『大学生のキャリアとジェンダー—大学生調査にみるキャリア支援への示唆—』学文社.
- 吉田雄一 (1985) 「国立大学に於ける厚生補導組織についての—考察—事務局, 学生部の関係—」『弘前大学保健管理概要』, 8(2)・9合併号, 26-33.

## 付記

本稿は、科学研究費補助金（研究課題番号：16H07480）の助成による研究成果の一部である。

（受稿日 令和元年10月18日）

（受理日 令和2年2月7日）



[ABSTRACT]

Academic and Non-Academic University Staff of Student Affairs  
during the Early Period of Post-War Japan:  
Focusing on the Staffing and In-Service Training in the Mid-1950s

CHO Shinichi\*

In Japanese higher education, “student affairs” and “welfare and guidance” play an important role. However, in recent research on higher education, the exploratory concept of “the academic and non-academic staff of student affairs” is not necessarily clear after World War II. Relying on primary sources which I unearthed and collected, this study examined the historical role of “the academic and non-academic university staff of student affairs” in the mid-1950s in Japanese higher education. As a result, the importance of analyzing the staffing in “the department of student affairs” and the in-service training is shown.

---

\* Assistant Professor, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education